

死刑執行に関する会長声明

- 1 本年6月25日、名古屋拘置所において、1名の死刑が執行された。上川陽子法務大臣の就任後初めての死刑執行である。第2次安倍内閣発足以降では2014年8月以来7回目の死刑執行であり、合計12名もの死刑執行が行われたことになる。
- 2 今回の死刑執行は、弁護人が被執行者による控訴取下げの無効を主張し、また再審請求の準備中であったといわれる中での死刑執行であり、極めて遺憾である。当会は改めて死刑執行に強く抗議する。
- 3 死刑制度の問題については、袴田巖氏の第二次再審請求事件において、死刑及び拘置の執行の停止決定がなされたことにより、社会的な関心が高まってきている。2014年11月に実施された世論調査においても、「死刑もやむを得ない」との回答が80.3%であったものの、そのうち40.5%は「将来的には、死刑を廃止してもよい」としており、死刑廃止に向けて、全社会的議論が特に求められている時期にある。

今回の死刑執行は、このような時期に、全社会的議論を始めることなく、拙速にも死刑の執行をしたものであり、当会は、この点についても強く抗議をするものである。
- 4 死刑廃止は国際的な趨勢であり、世界で死刑を廃止又は停止している国は140か国に上っている。死刑を存置している国が58か国あるものの、2014年に実際に死刑を執行した国は更に少なく、日本を含めて22か国であった。すでに、全世界の大半の国において死刑の執行はなされていない。こうした状況を受け、2014年、国際人権（自由権）規約委員会は、日本政府に対して「死刑廃止を十分に考慮すること」等の勧告を行っているが、政府は、かかる勧告を無視し、国際的な趨勢に反してまで執行を断行したのである。

- 5 当会は、今回の死刑執行に対し、強く抗議するとともに、直ちに死刑執行を停止し、死刑制度について全社会的議論を開始することを求めるものである。

2015年（平成27年）8月12日

青森県弁護士会

会長 竹本真紀